

将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会設置要綱

(目的)

第1条 水道施設の再構築に向けた基本構想を策定するに当たり、幅広い知識を持つ学識経験者や水道を使用するお客さまの視点からの助言を得るため、将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 考える会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を局長に報告する。

- (1) 将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築の在り方
- (2) その他局長が必要と認める事項

(構成)

第3条 考える会は、6名以内の委員で構成し、委員は、局長が委嘱する有識者等とする。

(座長)

第4条 考える会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。

(会の招集等)

第5条 考える会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて関係部長その他委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 考える会の設置期間は、設置の日から平成24年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 考える会の庶務は、総務部施設計画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。